

3級厳選過去問題集〔2025 度版〕（2024 年 7 月 20 日発行）

該当箇所	誤	正
11 ページ 問 5 選択肢エ(解説)	特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明について特許出願する場合に，新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには，その発明が公知となった日から1年以内に出願する必要があり，さらに，特許出願の日から 30 日以内に新規性喪失の例外規定の適用を受けたい旨を記載した証明書を提出しなければなりません（特 30 条2項，3項）。	特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明について特許出願する場合に，新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには，その発明が公知となった日から1年以内に出願する必要があり <b>ます。</b> <del>、</del> さらに， <b>特許出願と同時にこの日から30日以内に</b> 新規性喪失の例外規定の適用を受けたい旨を記載した <b>証明</b> 書面を出願と同時に提出しなければなりません（特 30 条2項，3項）。